

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝己
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事局長	高橋善明
議会書記	木野村幸子
議会書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 議案第三十六号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
(町長提出)
- 第三 議案第三十七号 北方町監査委員条例制定について
(町長提出)
- 第四 議案第三十八号 北方町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
(町長提出)
- 第五 議案第三十九号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(町長提出)
- 第六 議案第四十号 北方町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
(町長提出)

参事兼	大平喜義
都市環境農政課長	
総務課長	村木俊文
税務課長	高橋勉
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	木野村隆司
上下水道課長	豊田晃
会計室長	渡辺雅尚
教育課主幹	末松豊生
監査委員	森敏幸

- 第七 議案第四十一号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)
- 第八 議案第四十二号 北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)
- 第九 議案第四十三号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)
- 第十 議案第四十四号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)
- 第十一 議案第四十五号 北方町土地開発公社定款の変更について 町長提出)
- 第十二 議案第四十六号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第二号)を定めるについて 町長提出)
- 第十三 議案第四十七号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を定めるについて 町長提出)
- 第十四 議案第四十八号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を定めるについて 町長提出)
- 第十五 議案第四十九号 平成十九年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について 町長提出)
- 第十六 議案第五十号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 町長提出)

- 第十七 議案第五十一号 平成十九年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定について 町長提出)
- 第十八 議案第五十二号 平成十九年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 町長提出)
- 第十九 議案第五十三号 平成十九年度北方町上水道事業会計決算の認定について 町長提出)
- 第二十 議案第五十四号 北方町議定会議規則の一部を改正する規則制定について 議員提出)
- 第二十一 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について
- 第二十二 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二十二まで

午前九時三十分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

連日御審議いただきました定例会、いよいよ最終日を迎えたところでございますが、全員の御出席をいただきましてまことにありがとうございます。慎重審議の上、また御決断くださいますようお願いを申し上げます。

ただいまから第四回、三日目の会議を開催いたします。

ただいまの出席議員数は十人であります。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十年第四回北方町議定会定例会第三日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

- 一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第百十二条の規定により、議長において十番田中五郎君及び一番鈴木浩之君を指名いたします。

日程第二 議案第三十六号について

- 一、議長 日程第二、議案第三十六号 北方町防災行政無線通信施設の設定及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

- 一、九番 日比玲子君 この二年度にかけて防災無線の整備をされたわけですが、加茂町あたりはほとんど聞こえない。本巢市の方がよく聞こえるわけで、役場に行っている話をしてみますと、窓をあけて聞くのが当然だと言われるんですが、窓をあけに行っておるうちにもう終わってしまうし、冬場だったら窓をあけられないわけですよ。どうも私は納得いかないので、そうすると今度は聞こえ過ぎてうるさいところがあるとか、狭い地域ですの大変なんですけど、具体的にこれだけのお金をかけて投資して行政無線をつくったわけですので、何とかみんなにある程度聞こえるようにできないかなという疑問がまだにあるんですけど、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

一、総務課長 日比議員の御質問でございますが、先般、一般質問等でも安藤議員よりいろいろ御指摘、御要望がございましたとおり、いま一度聞こえない地域でございますが、全町確認をさせていた

だきまして、対応策をまた考えたいと思えます。
例えば、この前も安藤議員がおっしゃったとおり、やはり災害

時には集中的に機械設備が不可能であれば広報車を利用いたしまして、広報等に努めるという方法もございますし、いろいろな方策があるかと思っておりますので、いま一度点検をさせていただきますと思いますので、御理解いただきたいと思います。

- 一、九番 日比玲子君 答弁をいただきましたけど、それは今年度中ですか。もう地震が来ると言われていますので、なるべく早くやっていた方がいいと思いますので、要望をしておきます。

一、総務課長 できるだけ早い時期に調査をさせていただきますと思います。年内に一度確認をいたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

- 一、議長 これでもって質疑を終結いたします。
討論ございますか。

討論省略の声あり

- 一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第三十六号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第三 議案第三十七号について

- 一、議長 日程第三、議案第三十七号 北方町監査委員条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり

- 一、議長 質疑、討論を省略の声がありますので、これより議案第三十七号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第三十八号について

一、議長 日程第四、議案第三十八号 北方町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十八号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第三十九号について

一、議長 日程第五、議案第三十九号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十九号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第四十号について

一、議長 日程第六、議案第四十号 北方町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第四十一号について

一、議長 日程第七、議案第四十一号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十一号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案のとおり可決されました。

日程第八 議案第四十二号について

一、議長 日程第八、議案第四十二号 北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十二号は原案のとおり可決されました。

日程第九 議案第四十三号について

一、議長 日程第九、議案第四十三号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 まず二点質問いたしますが、個人住民税を六十五歳以上の人は年金から天引きするということでありますが、その対象者は何人であるのか、それに該当する口座振替はどのくらいなのかということと、それから証券の優遇税制を受けておる人が北方ではどのくらいいらっしゃるのか、その二点です。

一、事務課長 該当者は、平成十九年度で九百六十六人です。このうち口座振替してみえる方については、今そこまで掌握しておりませんので、申しわけないです。

そして、証券税制の方についてもちよっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた調べて御報告させていただくということでもよろしいでしょうか。

一、九番 日比玲子君 はい。

一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

一、九番 日比玲子君 後で出してくださるのは、必ず出してくださいね。今までの議事録を読んでいますと、出すと言いなながら出していないのも、事務課ではありませんけどありましたので、お願ひしたいと思います。

まずこれは三点あると思いますが、ふるさと納税というのはやむを得ないかなと思います。個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入についてであります。六十五歳以上の公的年金の受給者から個人住民税の所得割と均等割を来年の十月から天引きをするものであります。

今、年金からは所得税、これは源泉徴収ですね。それから介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者保険料も、あらゆるものが天引きをされてしまいます。国で決まったとはいえ、本人の意向も踏まえないと、事務の効率化が図りたい、メリットがあるということ。天引きをされるわけですが、これは許されないとはいえませんが、来年度あたりにもたまたまエルタックスの費用も随分お金がかかることになってしまいます。職員の事務も大変複雑になるのではないかと思います。

そして証券税制ですが、上場株式等の配当、譲渡益は、本則では二〇%であるわけですが、〇三年度が一〇%、〇九年と一〇年の二年間は五百万円以下の譲渡益、百万円以下の配当金については一〇%、金融所得に対する分離課税二〇%は所得税の累進課税

に比べて税率は有利になっています。今度の改正においても上限はなく、これでは金融資産を持つ富裕層にますます優遇を広げることになると思いますので、反対したいと思います。

一、議長 賛成討論はございますか。

なしの声あり)

一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第四十三号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十 議案第四十四号について

一、議長 日程第十、議案第四十四号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十一 議案第四十五号について

一、議長 日程第十一、議案第四十五号 北方町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

ます。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略の声がありますので、これより議案第四十五号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十二 議案第四十六号について

一、議長 日程第十二、議案第四十六号 平成二十年度北方町一般会計補正予算(第二号)を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、三番 廣瀬和良君 二点ばかり質問をしたいと思いますが、八ページの衛生費のところ、リサイクルセンター費ということで、従来使っていたパソコンが壊れたということで六十七万二千円という高価なパソコンを購入しております。事務や業務の機械化というのは、あるいはOA化というのは、通常、機械化することによって過重な労働を軽減する、あるいは高価な機械を入れてもそれに見合う人件費等で経費が実質的には削減できる、こういう考え方に基づくんだろうと思いますけれども、このリサイクルセンターを考えてみますときに、そういうものがどうも当てはまりそうにないな、こんな感じを実は持っております。高価なものを購入しようとする考え方について、お聞かせ願いたいと思っております。

それからもう一点は、その上に民生費というのがございます。実はこれ乳幼児の一時預かり事業ということで、質問しないつも

りでおったんですけれども、やはりちょっと町長のお考えだけは聞いておきたいなど、こんなふうに思っております。

この事業というのは、北方町がバオバオという、いわゆる本多医院に業務の委託をするという形態をとっております、施設側の収入というものは、北方町から支給をする委託料、それから実際に利用者から上がってくる利用料がいわゆる施設側の収入ということになりまして、それでこの事業を行っていくと、こんな形態がとられております。利用料は、北方町がつくる実施要領の中で一律二千元ということになっております。こういうことから町民が二千元払う、それから町民についてはそのほかにいわゆる委託料というのがその上にくっつくわけですから、町民の方が実際の負担額というのは多くなってくる、こんなことになってきております。町民の利益ということを考えれば、あらゆる施設について利用料に差をつけているように、この事業についても差をつけるべきではないかと、こんなふうに考えますが、その辺の考え方について、町長のお考えをお聞かせ願えたらというふうに思っています。よろしく。

一、町長 大変恐縮ですけれども、問題の指摘がちょっと私まだのみ込めません。町民の個人負担があることについて、差をつけよという御指摘でしょうか。

一、三番 廣瀬和良君 そうです。

一、町長 これ、あまり意味がないことではございまして、それぞれの人がその分だけを御負担いただければ、あとは御承知のとおり町や国が残りの分を負担するということになるわけでございまして、二千元をさらに所得に応じてという意味でしょうか、差を必要とするのがわかりません。

一、三番 廣瀬和良君 いや、そういうことじゃなしに、町内の町民

が負担する額が二千元と、それから委託料がその上にくっついていくでしょう。それから、本巢市とか瑞穂市とか岐阜市の人が利用するときには、二千元ぼっきりでいいですね。施設の利用ということについては、北方町は税金を出しているわけですから、ほかの市町村の人が利用するよりも高くしているのかどうか、その考え方についてお聞かせ願いたい。

一、町長 大変失礼しました。

ちょっと誤解があるといけません、町外者を預かることによって、町が負担をする部分がそれによってふえたり減ったりするということではないんですね。

一、三番 廣瀬和良君 委託料は同じです。

一、町長 ですから二千元、町外者であろうがいただいております、別に特別北方町にとって不利益になるとか、あるいは町外の人が優遇されるということの解釈は成り立たないのじゃないですか。

一、三番 廣瀬和良君 ちょっと違うような気がいたします。施設でも、例えば総合体育館の利用料、あれあたりも町内の人と町外の人と差がついているはずですよ。

この間、事務担当とそんな意見を交わしておりましたら、きのう島津亜矢の公演があったようです。あれだって一律二千五百円だね。そういうことからいって、一律全部同じでいいんだという話がありましたけれども、あれらはよく考えてみると、だれが利用しているかよくわからない。体育館の利用料というのは申請書を出しますから、どこのだれだというのがばっとわかるわけですよ。今回の場合も、初めに診察が入りますから保険証を出さなければいけません。それから、利用するには申請書を出さなければいけません。そうすると、北方町の住民なのか、北方町以外の住民なのかというのは一目わかるわけですから、あとはどう

取ろうかという話だけです。それが、やる方が私は合理性があるというふうに考えておりますけれども、そこら辺はどんなもんなんでしょうか。

一、副町長 廣瀬議員の質問は、町の施設を利用するのに町内者と町外者を基本的には差をつけるのが通常だということで、確かに体育館の利用とかプールの利用等には、町内者と町外者の利用料は差をつけております。本巢市でも。それはあくまでも使用に際して機械が消耗するとか、その建物の維持管理にお金がかかりますので、当然、町内の人と町外の人は差をつけますけど、今回のふれあいコンサートは、町内の人が見ても町外の人が入場されても、町の方としては何ら影響がない催しです。

今の質問の病後児の保育に関しまして、実施主体は確かに北方町ですから、うちから委託料を払っておりますが、実施施設の長は本多医院さんですから、本多医院さんがうちの委託料の範囲で町外者からの利用料を二千円取られようと、その上乗せを三千円取られようと、うちには持ち出しに何ら影響がないと。それに影響が出てくればうちの方もその辺の差をつけることを実施主体の方には条件をつけますが。

一、三番 廣瀬和良君 利用料というのは、実施要領に基づいて決めるわけですよ。その実施要領というのはだれがつくっているかというのなら、町長がつくっているんですよ。町長が、町内の人は幾ら、それから町外の人が幾らということを決めれば、そのとおりいくわけですよ。利用料を幾らにするかというのは、バオバオがじゃない。町が決めているということですよ。だから、町長が決めればそれですと行く話だと思っただけなんですけれども、なぜ自分たちの町の者が使うのに、ほかの町の者が使うよりも高くなるんですか。そこら辺がおかしいんだというふうに。

それから、さっきの島津亜矢の話は、あんなのは言ってみれば取れば取ればいいんですよ。実際には取れないでしょうと言っているんですよ。そんなものまで出してくるというのは、甚だおかしな話なんです。だって入り口で、あんたどこの住所ですか、どこに住んでいますかというのを確認できますか。そんなものできっこないんだ。できればやればいいんですよ、やってください。以上です。

一、副町長 とりあえずふれあいコンサートの件は、券を販売するときには住所と名前を全部書いてもらっております。

一、三番 廣瀬和良君 そんなのはあかなくて。実際に入るのはだれかわからへんがね。

一、副町長 一応、買ってもらったときにはそういう手続はとっております。

それから今回の質問のバオバオは、一応実施施設の長からその設置の申請が出ます、県の方へ。その申請に基づいて、町が適当と認めるか認めんかということ、うちは事業として認めておる。それで、うちの要項では、事業の対象になる児童は確かに町内に居住している小学校3年生までの児童で、次のいずれかに該当する者ということで、病後児が対象です。

一、三番 廣瀬和良君 認識が全然違うんだ。

申請書が出てくるというのは、その施設が該当するか該当しないかという、こちらでチェックをするために出てくるわけ。実際の事業を行うのは、実施要領に基づいて行うんですよ。その実施要領で利用料をだれがつくるかというのなら、それは町長がつくっているんですよ。そこを間違えたらだめだ。申請書が出てくるのは、あくまで施設の審査です。

一、議長 暫時休憩します。

午前九時五十七分 休憩

午前十時 十分 再開

一、議長 再開をいたします。

一、町長 廣瀬議員に、改めて御答弁申し上げますけれども、繰り返して恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、本多医院の場合ですと、委託料の基本料金が六百四十万円ですね、お聞きいただいておりますと思うんですけども、これに町外の子供たちを預かることによつて、それに格差をつけても、うちが出すお金というのは変わらないわけですね。それで、格差をつける理由が、どうしてもつけられないかということなら一遍検討をしてみますけれども、基本的に町が吐き出す金額に変更がなければ、格差をつけるかつかないかは本多さんの方の話で、私も役場の方の話ではないわけですね。そうじゃないですか。

一、三番 廣瀬和良君 違います。

一、町長 ぜひそれは御理解をいただけたらと思います。

一、三番 廣瀬和良君 最後にしますけれども、町長のおっしゃる話は役場の立場の物の考え方。一方、利用する者の立場からいけば、例えば今二千円払っているけれども、北方町は千円になれば個人負担は減るじゃないですかと。

一、町長 そうすると千円北方町がさらに負担せななりません。

一、三番 廣瀬和良君 町内は千円にすればいいわけじゃないですか、利用料を。そこは、今二千円ということを決めないよという話をおっしゃったけれども、そのところは町の実施要領の中で盛り込むべき性質のものだろうと思うんです。だって一番の基本じゃないですか。委託料を幾らにするかという話と、実際に利用する人の利用料を幾らにするか。そんなのは各やっているところのホームページを見てもらうと、大体が差をつけている。大体のと

ころが差をつけている。それは何だといったら、やっぱり税金を出しているんだから、その部分は町内の人は安くするのが本当でないかというふうに思います。やめます。

一、町長 ちょっと議論が平行線のままで終わるような気配ですけども、検討を一遍させていただきますけれど、宿題として。

基本的に、繰り返して恐縮でございますけれども、その二千円は本多さんの権限で決めることなんです。現実に、多くは岐阜市との交流なんですけれども、岐阜市も同じようにやっているとしゃるはずなんです。そうするとお互いさまになるわけかなということをお互いさすし、それをやって、仮に北方町だけが千円にするということにしますと、本多さんとの間で話をせないかんですね。料金を決めるのはあくまでも施設の方で、施設の長が決めるわけで、町長が決めるわけではありませんから、そういうふうになります。

平行線になるんですしたら、一遍別の角度からも意を体して研究はさせていただきます。

一、三番 廣瀬和良君 今、三十九万円に上がりますよね。委託料は六百四十万円が六百七十九万円に上がるといふ補正予算ですよ。三十九万円上がる。この三十九万円というのは、中身をいろいろ見ていくと、私が考えるには、今までは専門の看護師が一人、それから保育士が一人つけよと、こういう話になっていたのが、三十九万円上げることによって看護師が一人、保育士は二人つけなさいよと、こういう話になる。ところが、本多さんのところの今の体制というのは、看護師が一人いるし、それから保育士が常勤が四人おるし、非常勤が二人いるし、そのほかにいわゆる幼稚園の職員みたいな方が非常勤で二人くっついていてよと。そうすると、体制そのものは全然変えなくてもいい形になります。

実際の利用者というのは何人おるかというところ、去年の実績で百二十七人だと言っています。百三十人ということで計算をすると、その人が千円減額にすると十三万円です。三十九万円のうちの十三万円、三分の一。三分の一くらいはそういうお金に使っていいんではないか。それができるのは、今、変更委託契約を結ぶこの時期しかないのではないかなと、こういう観点から物を申し立てているわけです。以上です。

これ、補正予算は全然関係ございません。やめます。

- 一、参事兼都市環境農政課長 お尋ねのリサイクルセンター費の備品購入費、パソコンの件でございますけど、議員御指摘のとおり、パソコンを導入することによって人件費等を削減するのが目的ではあるわけでございますけど、平成十九年度の決算資料の中でもリサイクルセンターの活動状況をお知らせさせていただいて、年間の延べ利用人数が三万二千三百人を超すような状況でございます。それで、利用者が大変多いということで、ありがたいことではございますけど、それに伴って粗大ごみの処理手数料が一千二百万を越すような収入が実際ございます。その辺の適正管理というのは当然、手計算によつては、あつてはならないことではございますけど間違いもあるということがありましたので、これは当初施設整備をしたときに、計量メーカーとも協議しながら、パソコン連動施設として管理をされたということです、それが壊れたということですので、よろしくお願いをしたいと思います。
- 二、三番 廣瀬和良君 パソコンを入れてやる仕事というのは、今言われた料金の算定と、それから領収書を発行するみたいな事務が出てくるわけですね。それからあと何か、パソコンを入れて期待するものというのは、

一、参事兼都市環境農政課長 パソコンは通常どんな事務屋のパソコン

ンでも、本体とディスプレイとキーボードとマウスという形であるわけですね。それ以外に、この施設の特徴としましては、今お話のありましたような、機械を利用して中身の重量の計算をするというシステムと、それをもちまして自動的にプリンターを活用して、十キロ四百円でございますので、手数料が幾らになりますよというシステム。

それからもう一つは、利用者の識別カードというんですけど、この計量器の上に乗っていただきますと、カードを差し込むことによってこの車を識別するようなシステムがあるんですね。それをもう一回持っていたら、ぐるっと回っていたら、粗大ごみをおろしていただいたときにもう一回計量器に乗るわけですけど、計量器に乗ったときに同じカードを差し込むことによってその車の個体の識別をするというシステムが一つございます。

それから、業者の方に処分業務委託をしているわけですけど、富士さんなり船坂さんの専用車両がござります。こういうものも事前にこのシステムの方に登録しておけば、常に風袋重量がわかっておりますので、乗った時点でその差額が何トン入っておりますよというものが管理ができるというシステムを連動させていただきます。この部分がこのパソコンの特殊性というんですかね、そういうもので多少の割高感があるかということに理解をしておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

一、三番 廣瀬和良君 事業量が相当あるという話ですので、事業量から見てこういうものを入れなければいけないということで理解をいたします。以上です。

一、九番 日比玲子君 教育長にお尋ねをしますが、奥野課長が病気で、お休みだということで、学校臨時職員賃金ということで雇われて、五時間教育委員会で働いてもらう。その人というのは、英語

の指導助手を充てるということで、実際に二つもお仕事をすると、どっちかがおろそかになるんじゃないかという、私、精読で聞いてびっくりしたんですけど、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

一、教育長 御存じのとおり、大変今人手不足でございます。私ももとしては一人の方が一つの仕事に専念していただく、これは理想的なことだというふうに思っております。奥野課長が病休になって以来ずっと探し続けてきたわけでございます。ところが、日々雇用で雇いますと、賃金が安いというようなこともありまして、なかなかそれに見合った方が見つからないというのが現状でございます。

そこで考えましたのは、北方中学校に初任の補充指導のためにだけ来ていただいている、大変人柄もすてきな女性教員の方が見えます。彼女と話しましたところ、やはり生活がかかっておりまして、わずか一週間に十時間程度で来ておっていただく方が、県費でその十時間いただく金額がととても一カ月生活するには賃金が安くて、それだけでございますから、彼女と話しまして、できたらぜひやりたいと。また私どもといたしましても、長いこと欠員というんでしょうか、病休の後、補充がないままに行きますと、それこそオーバーワークになりまして大変であるというところから、前後の時間に多少のゆとりを設けてまして、学校の方で勤務をしていただく、そしてあるいは勤務が終わって、残務整理をしていただいて、そして切りかえてこちらに来ていただく、時間的余裕を設けまして勤務にできる限り支障のないような勤務体系をとって、私どもは五時間と、これは平均でございます。五時間というふうに決めて来ていただいている。

できれば、基本的には一人ひとりの雇用が、その方の生活権を

守りながら一つの仕事に専念していただく、これは理想であろうというふうに思っておりますけれども、昨今の事情からなかなかそういうわけにはいかないということも考え合わせていただければありがたい。したがって、御指摘のような、それによって勤務がおろそかになる、こういうことはできるだけ避ける勤務体系をとっているということを御理解ください。以上でございます。

二、一番 鈴木浩之君 先ほどの廣瀬さんのことに関連して、大平課長にちょっとお聞きしたいんですけど、課長の御説明で十分大事なパソコンであるという内容はわかって、理解をしておるんですが、今回初めて壊れちゃったというようなことだと思いますが、ほかのメーカーなり業者なりのパソコンは使えないという御説明も受けています。ですから今後、これは先ほど課長の説明の中でも平成十九年度で三万二千三百人の方が利用されているということで、これはやっぱり料金も徴収している関係がございますので、また突然壊れたときにすぐ対応できるようなパックアップ体制というんですかね。私もパソコンのことには詳しくないんですけど、業者の方に同じソフト、壊れたときにすぐに合うクローンをつくっていただけるような対応もひとつお願いしていただければ、なという要望でございますので、よろしく願います。

一、参事兼都市環境農政課長 今回のパソコンについては、保証期間を従来は三年でありましたけど、五年をめどにここについては契約条件にしたいということを思っております。

それから、これ以外の施設につきましても三年たった時点で保証期間がすべて切れておりまして、年間の機械設備の点検をしております。その辺のところも踏まえて、十分その辺の管理をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

一、議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論省略の声あり)

討論省略の声がありますので、議案第四十六号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十三 議案第四十七号について

一、議長 日程第十三、議案第四十七号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を定めるに於いてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、六番 立川良一君 今回の補正ですが、予算額と実績部分の開きが大き過ぎる。これが、現課長がことしの四月からということではありますけれども、ちょっと見込みが甘いんじゃないかなど。例えば人口の推移とか、非常に北方町が人口がふえたとか、あるいは伝染病がはやったりとか、何か客観的に見てやむを得ないなどというんじゃないかと、余りにも大き過ぎる。

一般会計に出てきた、雷が落ちたとかいうのは、これはどうしても子供にとって必要な放送機器というのは補充しなきゃいけない。だから、その実績見込みが、六月まで提示をされておりますけれども、七月以降が八千二百二十七万円ということ、また補正が出てくるんじゃないかなという思いを持っています。何とか予算とあらかじめ決め決めるといふのは、何となく書くといふのは

ちよっと納得できないなというか、ちよっとお答えをいただきましたと思います。

一、住民保険課長 甘かったと言われれば甘いかもしれませんが、今回の退職者被保険者給付費につきましては、もともと平成十九年度は千人程度の対象者がおりました。今年度になりまして、予算編成時には百六十五名程度、要は二五%以下という人数が減るということ。しかも、その対象者が今までは七十四歳までだったのが六十四歳まで、若年者ということ、そういった若年者はもっと病気にかかっていないだろうということで、絞った予算にされて立てたのは確かでございますが、これがまるきり予想を超える範囲と。退職被保険者につきましては、六月議会におきましても高額療養費及び療養費についても補正をお願いしましたが、こういった予想をはるかに上回る病院のかかり方をされていたのが現状だと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

一、六番 立川良一君 おっしゃるとおり、予想を上回ったんですけども、余りにも上回り過ぎておるといふね。

町長がかわりまして、大変企業感覚に秀でて、これからシビアにやっていただけだと思うんですけども、何となく役場の皆さん方はどうも金銭に対する感覚というのが、ずうっと違和感を持っています。課長さんの中にも何人かの方がおいでになりますし、議員の半数ぐらいが参加をして、終末処理場というか、下水の処理場の予算が千八百万円、汚泥の処理。千八百万円もあった予算のうち、六百万円という三分の一ぐらい予算が余ったから報償費で出すという議会があった。強烈に反対したんですけども、一人ということ。六百万円、金一封というのが理解ができませんでした。まあそれはそれでいいんです。けれども、それで課長が私に説明をした「たった六百万円じゃないですか」と。今でも忘れ

られないんです。私は何億というお金を扱っておるって、そんなもの税金やがね。その町のお金を、何億というお金を扱うと、たった六百万円。そのとき私は課長に言いました。あなたの年収は幾らですか。何を言うかと。

だから、これからこの議会が終わって、年末に予算が始まりますので、町長に期待をします。しっかり組んでいただいて、あらかじめ決めていくことですので、過不足は出てきますし、ただ理解ができないというのは、この実績見込みというのもちよっと納得ができないところがありますけれども、けれども療養給付費というのはとにかく払っていかなきゃいかなから、反対はしませんけれども、ぜひお願いをしたいと思います。

質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論省略の声あり)

一、議長 討論を省略の声をありますので、これより議案第四十七号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十四 議案第四十八号について

一、議長 日程第十四、議案第四十八号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第一号)を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声をありますので、これより議案第四十八号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

一、議長 暫時休憩をいたします。

午前十時三十三分 休憩

午前十時四十六分 再開

一、議長 再開をいたします。

日程第十五 議案第四十九号について

一、議長 日程第十五、議案第四十九号 平成十九年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 監査委員の森でございます。議長さんから指名がありましたので、私の方から報告をさせていただきます。

平成十九年度北方町の一般会計ほか各会計につきましては、監査委員の廣瀬和良さんと私、森敏幸で実施をさせていただきましたので、今議長さんから指名がございました森の方から決算審査結果の御報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

この決算審査につきましては、町長さんから提出された関係の決算書について、関係書類の提出を求めまして、その照合並びに関係職員の皆様から説明を受けていづれも審査しております。その結果でございます。

平成十九年度北方町一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調査、並びに財産に関する調査

と関係証書類と照合、審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その係数は正確であり、証書類もよく整備されておりまして。本決算は適正なものとして認められたので、ここに御報告させていただきます。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しておりますので、適正であると認めました。

以上のとおり御報告を申し上げます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 まず決算書の七ページの諸収入の中の雑入ですが、二千三百五十万円も予算現額に対して増額になっていますが、その理由は何ですか。まず一つ聞きます。

一、総務課長 日比さんの御質問の諸収入の中における雑収入の主な増額理由でございますが、昨年度、まず一番大きな要因は、ユニティの助成金、俵町の子ども遊園改修工事に要した金額でございますが、これで二百五十万円。それからとす広域連合でございますが、人件費、給与の負担額でございますが、対十八年、十九年と比べますと、一人人数がふえております。それに伴うものが七百八十五万円ほど。それから、市町の振興宝くじの収益交付金、オータムジャンボでございますが、これが約三百十五万円。それから、ペットボトルの有償入札拠出金が、平成十八年度に比べまして平成十九年度では約五十万円ほどふえたのが大きな要因だと考えております。

一、九番 日比玲子君 それで、問題になっていきます俵町の土地の売り払いのことですが、あれはたしか書類を見る限りでは平成十九年度になっていましたが、一番最後の普通財産のところ、今年

度の増減額はゼロになっていきますけど、あの土地は一体、ここには上がってこないのかどうか。何坪ぐらいあるか、ちょっとお尋ねします。

一、総務課長 日比議員の俵町の例の工業用地の関係でございますが、あれにつきましては平成十八年度の決算で反映させていただいておりますので、平成十九年度ではなかったかと思っております。

一、九番 日比玲子君 いや、平成十八年度で決算出ると言われましたが、見ないとわかりませんけど、あの喜多さんとかいう方が隣接の土地の人に、買ってでもいいかといって書類を出したのは平成十九年となっておりますよ。それで月日は入っていないんだけど、平成十九年だけ入っていますので、私が思うには平成十九年の増減があってしかるべきじゃないかなと思うんですが。

一、総務課長 私の記憶でございますが、たしか平成十九年の三月だったと思うんです。だから年度で言わせていただきますと平成十八年度ということになるかと思えます。

一、九番 日比玲子君 平成十八年度に売ってあると言われて、決算が入っておったとしても、あの書類には平成十九年と書いてあるもんで、月日が入っていないんですけど、間違いはないですか。

発言する者あり

一、九番 日比玲子君 それならもう一回確認してみます。

夕張の事件を受けまして、今度の決算から、健全化ということ、四つの指標が北方町でも出されていまして、実質公債費比率というものが九月二十七日の中日新聞、岐阜県下の速報値というので出されたわけですが、四十二市町村の中で、この実質公債費比率、一般財源に求める借金の返済額ですね。それが私の数えでは十六番目ぐらいになっていました。

結構財政が厳しいと言いなながら、本当に厳しいなあということ

で、町としてもその計画が出されていますけど、毎年同じような金額を返していかなきやいけないことなんですけど、町長は本当に、国が出している数値よりはるかに低いんですけれども、町の財政を担っていく上で、この健全化比率を見て、まあこんでいいんだろうと思われるのか、やっぱり何かきっちりさせないかんと思われたのか、これについてお尋ねしたいと思います。

一、町長 私も新聞発表を見させていただきました。

大体見ておきますと、市を中心に減ってきておりますね。ただ、北方町はかねて申し上げておりますように、今返済がピークの時期に当たっておりますので、これで大丈夫かと言われますと私も自信がありませんけれども、想定範囲内の数字になっておるのではないかと。

したがって、これからはさらに経費の削減に努めて、財政の硬直化を少しでも防衛できるような町政運営をしていかなければならぬというふうには承知をいたしております。

一、六番 立川良一君 税務課長にお尋ねをしたいと思うんですけれども、税の納入というんですか、国民の義務ということについて、北方町は一般会計だけじゃなくて、国民健康保険もひっくり回って大変滞納額が多いわけでありますので、従来の努力をされる、一生懸命やっておられるのはよくわかりますけれども、成果が出なかった場合に方法を考えるというか、常に試行錯誤というか、どうすると上がるのかなど。とにかく払わなきやいけないということ、これは国民の義務ですので、実際に収納に行かれて、目を覆いたくなるというか、お気の毒な状況ということもあると思いますけれども、こういうのはまた福祉の方と連携をとっていただいて。

ちよっとお尋ねをしたいんですけれども、平成十九年度を振り

返って、差し押さえの件数を教えていただきたいんですけれども、税務課長 差し押さえの件数ですけど、実は差し押さえを始めましたのが平成十八年度からやり始めたので、現在までに差し押さえました件数は、預金の差し押さえは十七件と自動車一件、不動産の差し押さえは五件、現在まで。

一、六番 立川良一君 単年度、平成十九年度ですか。

一、税務課長 単年度では、平成十九年は全部で十二件、預金等を含めてです。

一、六番 立川良一君 先ほどもちよっと言いましたけれども、これ企業なら必死になりますよ、売掛金の回収というのはね。ぜひ創意工夫をされて、お願いをしたいと思います。

もう一つ、木野村課長さんにお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、一般質問で高齢社会に向けてるお尋ねをしました。そんな中で不思議に思うのが、北方町の例えば特養の待機者の数に、介護の認定を受けた方の中でデイサービスセンターの利用者が極めて少ないというか、定数を下回っておりますので、この辺はどういうふうにお考えになるのか。来る者だけお世話をする。現状というのは、間違いなく寝たきりの要介護五の方もおいでになりますし、四もあるし、三もあるしという中で、一日平均十七人というのが理解ができません。どんなふうにとらえておられるか、どんなふうにご努力しておられるか、ちよっとお尋ねをしたい。

一、福祉健康課長 平成十八年に一般質問でも申し上げましたように、制度改革がありまして、種々雑多の自己負担化、食材費とかそういう形で、それから介護度の低い方については予防介護というようなものが新たに設けられました。予防の方については回数制限というような形でありました。平成十七年、平成十八年と比べま

すと利用者が、デイサービスにおきましてはぐっと御指摘のように下がりました。そういうことで、これではいけないよというところで、新たなサービスの充実という形で機能訓練とか、そういうものを北方町のデイサービスセンターでは実施をいたしました。そういうことも含めまして、平成十九年度につきましては利用者も改善をいたしまして、利用料金もふえてきております。

来年はまたサービスの充実というような形で、機能訓練とか、そういうものについて一般の要介護の人についても拡大するという形で、職員が努力をして研究していただいております。

そういう形で、待っている経営ではいけないと、職員もいろいろ研究したり、それから選ばれる立場の事業所という形でサービスを含めて向上していくということとか、それからサービスをいただける居宅介護支援事業所、うちは町の居宅介護支援事業所に頼っている部分が多いわけですが、ほかの方の居宅介護支援事業所の方にもいろんな形でPRをしていきたいと施設の方では考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

一、六番 立川良一君 国の方針で、施設の建設を抑制していくと。在宅介護を奨励し、その前に介護の予防に努めるという方針の中で、たまたまある方がデイサービスを利用する料金が大変負担であると聞いたんです。

これは一般の感覚とは随分ずれがあるような気がするんですけど、れども、本当にお年寄りが年金生活の中で、利用することすら本当にたまにしか行けないということになると、これはまた大変お気の毒というか、幸い北方町にはいい施設を持ってありますので、その施設と今のデイサービスセンターと関連づけて、もしもそこで少しでも施設の入所を伸ばすことができるのか、あるいは受けとめていくことができるんなら検討していただいて、大切な仕事

だと思っただけけれども、間違いなく困る、二〇二五年ですか、ふえていくという中で、ぜひ受けとめていていただきたいと思えます。ただ何となく来る人だけを介護してお世話をする時代ではないんじゃないかなという、現場というのを認識していただきたいと思えます。

一、四番 中村広一君 税務課長、お願いします。

四十二ページ、四十三ページ、賦課徴収費の報償費は、前納報償金ですよね。これ款項目間の流用で四十万円の増額をとっているんですが、不用額で五万八千円残しています。三十五万円であったんじゃないかなと思うんですけど、この前納報償金、期限がありますよね。それ以降、いつやっつて、ここまで残したかなという質問をお願いします。

一、税務課長 前納報奨金で四十万円流用しております。これは町民税の方で、件数で四〇%ぐらいふえましたので、どうしても支払いの方で不足が生じたということで、多少その辺の予測よりふえたということが大きな理由になります。

一、四番 中村広一君 町民税がふえて前納報奨金がふえた。町民税の納税が早くなったということですよ。

質問は、なぜ四十万円の増で三十五万円、その期限がいつふえたかということ、款項目間の流用をしたかということをお聞きしたかったんです。

一、税務課長 ちょっと流用した日には覚えていないんですけど、要は口座振替の方で銀行を通してうちの方へ来ますので、その日にちによってはずれが生じてきますので、もう確定した数字でやっておるわけではありませんので、ある程度の見込みを立ててやってきましたので、多少のその辺のずれはあります。

一、七番 戸部哲哉君 ちょっと一点お尋ねをしておきたいと思うん

ですけれども、終わったことですのであれなんです、プールの解体費ですね。中学校の方は当初千四百万円くらい予算を立てられて、決算額が七百十九万円ほど。これはこれで、見積もりもどいういう形でやられたのかわかりませんが、まあ半値近くの金額で済んでよかったなあとは思っておりますけれども、そうすると、同年度内に高屋のプールの解体工事で五百六十七万円かかっておるわけなんです。この差額は大体百五十万円程度のことなんですけれども、プールの大きさからすると、はっきりはわかりませんが、三分の二なのか、四分の二なのか、恐らくその程度のことだと思います。何が言いたいのかといいますと、普通、建物の建築とかそういうものは、いろいろな仕様とか、使うものによってある程度その金額というのも限られて、その中で積算をされていくんだろうと思うんですけど、解体に関しては今の残廃処理ですね。あれは四トン車一台一万とか二万とか、コンクリートブロックなんかそういう値段なんです。それと重機の借り上げ、人夫、あとトラックの運び賃ですね。その程度のことしかかかってこないわけなんです。そういう中でも積算をされていけば、こういう差額が出てくることはないですよ。

一体全体、北中のプールは恐らく高屋のプールの解体費を見込んで、これからぼっていったような千四百万円、約三倍。そうすると、高屋のプールの五百六十七万円というのはどういう形で積算をされて、建築に関しては多分きちっと見積もりして決めるんでしようけれども、解体に関してはどういう積算をされるんですか。それをまず一点お聞きします。

一、総務課長 大変答弁しにくい御質問でございますが、通常、どのように積算をしたかということでございますが、発注した時期は、議員おっしゃるとおり、高屋のプールが若干早うございます。通

常の工事積算基準に基づきまして、通常の設計をさせていただいておると私は思っております。

たまたま、こんな言い方は、たまたまというのも気になるかもしれないませんが、高屋のプールも北方中学のプールの解体も指名競争で入札をやらせていただいたわけでございますが、どういう理由かというところ非常に答弁しにくいんですが、たまたま結果的に北中は七百二十万円程度、高屋のプールは五百六十七万円、このような入札結果になったんだと思っております。当然、その時期によって落札業者の事情等もあるかと思いますが、あくまでも結果でございますので、御理解いただきたいと思っております。

一、七番 戸部哲哉君 精読でも、明確に業者が安く入れてきたんで安くなったというようなことで済まされてしまったんですけども、例えば先ほどの話、パソコンなんかを入れて、その後のメンテナンスとかいろいろなことでも継続的に商売になるものであれば、安く、そのときは損しても後でもとが引けるといって、一円で入札されたというようなことも全国的にはありましたけれども、そういうものとは違うと思うんですよ。もうこの解体業者、解体したら次そこに建物を建てるとか、そこで損をしたらもとが引けない仕事ですよ、恐らく。そういう中で、損してまでは僕は入札してこなかったと思うんですよ、北中の場合。仕事が欲しいからぎりぎりの値段で安く入れて、こういう値段になったんだと思うんですよ、その結果なんですよ。

要は、僕が言いたいのは、この差はどうとらえるのかと。ですから、単純に重機の借り上げとか云々入れて、施設の大きさが三分の二だから三分の一になるとは思いません。それは思いませんけれども、明らかに規模の全然違う、スケールの違うものがこの程度の差で同じように壊されて、それを業者が安く入れたんだと

いう答弁をされてしまうのが、いかにも納得ができないというところで、今後もこういうことが起きてきます。特に、建物を建てる場合には、先ほども言いましたけれども、いろんな角度からの見積もりというのが出てくるんで、私も一概には言いませんけれども、解体とかこういうものに関しては、すぐく計算は単純なんです。例えば、今木造家屋一棟解体するのに、大体坪三万五千円なんです。ですから三十坪の家を解体するには百万と見ておけばいいんです。これは大体どこの業者も一緒なんです。今のプールなんかでも特にそうなんですけれども、コンクリート殻・ブロック、こういったものは、四トン車一台一万、二万、そういう計算ができるんですよ。あとは重機の借上げが一日五万円とか七万円とか足していけば、そんな難しい積算じゃないですよ。

僕は一言つけ加えて言っておくんですけども、プールの解体をされるときに、プールを耐震すると七千万円と、多分思いつきり間違えたと思うんですけども、七千万円ということを事務局の説明を受けたんです。これは恐らく北中とか小学校の校舎の耐震工事をそのままプールに当てはめた値段なんですね。そうするとそういうとんでもない金額が出てくるんです、面積に合わせてですから、そういったところの積算というのは、本当にきちっとやっていただかないと、こういうところの中で、これは金額が五六十万円程度のことですので、何百万円という違いは出てこないかも知れないですけども、恐らく結果だけ見ると、これより百万円、百五十万円は安くできた話ということになってしまいますので、今後そういうことを指摘されないように、ぜひよろしくお願いいたします。とりあえず終わります。

一、議長 質疑を結びたいします。

討論を行います。

一、九番 日比玲子君 議案第四十九号に反対します。

平成十八年度は定率減税が半減でしたが、この決算では全廃になっていきます。最低限の生活に係る必要なものに課税をしないという考えがあるにもかかわらず、個人住民税の課税最低限、非課税限度額は引き下げられ、課税対象者はふえました。これは国と一体化していると思うんですが、国民にこうした負担増を押しつけ、何の対策もとらずに、一方では大資産家などに対して優遇税制を温存しています。これでは富める者と貧しい者との貧困と格差はどんどん広がるばかりだと思います。町税の滞納繰り越しの収納率は、昨年度は本当に課長さんあたりが一生懸命やってもらっています。しかし、不納欠損は千八百四十一万七千円、未済は二億三千三百二十五万円あります。

町の主な財源というのは、大体町税が四二・六％。一番大きいわけですが、これほど生活しにくくなれば、国民の義務である納税することさえできなくなってくるのも現実ではないかと思えます。北方町の課税標準の三百万円以下、七千五百人のうち、五千九百三十七人の七割の人々はこの三百万円以下で生活をしていることになりました。本当に厳しい現実があるのではないかと思っています。私は三月の予算のときに指摘をしたのですが、そのまま執行されているということもありますので、以上の理由からであります。

一、議長 討論を結びたいします。

これより議案第四十九号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第四十九号は原案のとおり認定されました。

日程第十六 議案第五十号について

一、議長 日程第十六、議案第五十号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告をお願いいたします。

一、監査委員 北方町国民健康保険特別会計の決算審査に当たりまして、去る七月二十九日、先ほど同様の方法で決算審査をさせていただきます。

平成十九年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係証書類とを照合、審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その係数は正確で証書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なもの認めましたので御報告を申し上げます。以上です。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、六番 立川良一君 今、監査の森先生の報告されたとおり、係数が正確で証書類もよく整備をされており、本決算は適正なもの。数字のことをおっしゃっておるわけですが、ぜひ課長に受けとめていただきたいのは、一番最後に書いてある税負担の公平と財源確保に努められたい。

一般企業は努力目標とか達成度とか、あるいはノルマとか、どの会社もみんな張ってあるじゃないですか。それで、皆さん方が何となく八九・何%というのは、結果を受けとめていかれる、それなりに努力はされるんでしょうけれども、今、官も民もともにまちづくりをという方針からいくと、町の方もサービスという

か、やることはやるという。けれども、町民でも義務を果たす努力はしていかないかということですね。

どうも担当される方がずうっと十年とか二十年とおやりになるわけじゃありませんので、前年度に比べてどうかとか、ちょっと上がれば、ああ頑張ったということですので、とりあえず今度の予算を作成する、日比議員がおっしゃる国民健康保険税、一万円下げよなんていうのは、一〇〇%みんな納めたら苦もなくできる作業ですので、課長は新しく就任をされましたので、私はこれだけ上げたいという目標をちょっと聞かせていただきたい。終わったことをそのまま受けとめて報告なんかしてほしくないです。私はこういうふうにやりますと。結果的にできないということもあるんですね、いろんな諸般の事情で。それはそれでお願いします。ただ、私は新しく課長に就任をして、今までの課長ができなかった、こういうふうに取り組んでいくという決意を聞かせてください。

一、住民保険課長 私も四月に住民保険課に参りまして、国保のことを何も知らなかった中で、こういった状況にあることをやっとわかってきた次第でございますが、今年度の保険税を決めるときに収納率を九〇%というふうで設定しております。現在の収納率が八九・七五%ということですので、わずかでも最低限九〇%をクリアすることは当然の目標でございますが、やはり今滞納整理や何か行ってもなかなか難しい点がございます。例えば、分納されている方がかなりございますが、その分納の仕方が、この前もあったのは、一期当たり八万の人が毎月二万円ずつ納めて短期の保険証を受けられているというような事例もあります。ですから、その滞納者の方へ僕が直接言いまして、こういった状況では、年間の四分の一で保険を賄っていくという、この保険税が例えば

一期当たり八万円あるということは、それだけの所得があるから八万円がかかっているんだと。こんな状況では短期保険証さえ出せない状態ですよと言って促したんですけど、ただ、そのときも室内に入った状況では障子は破れた状態であったり、かなり難しい面がございます。

ただ、そういったように、今分納されている方もこれでいいんだと、本当に毎月二万円でもいいと思っておる人とか、毎月五千元でいいと思っている人がいるんで、そういったところについて戸別に今徴収員が行っておりますけれど、私もじかに行って何件か指導しております。そうすると、あるところなんかは、新築の家に住んでいて、ただそれから、何か障害を受けたか何かで収入が減っているみたいで、毎月一万円がせいぜいというようなところで、少なくとも倍はみなしたいんですと言ったら、泣きながら怒られました。

そんなような状況がございますけれど、目標としては、最低限九〇%をオーバーしたいとは思っていますけど、なかなか今の経済情勢も絡んできますので、今言ったように個別折衝は必ず僕自身で行ってやっていきたいと思えますけれど、確約はできませんが、頑張ります。よろしく願います。

一、六番 立川良一君 毎年毎年意見書が出されますので、真摯に受けとめていただいて、暗記するぐらい。住民保険課というのが窓口ですので、町民の目にふれては困りますけれども、職員の方にはすぐわかるように、ことしの収納。平成十五年かな、九〇%を切ってからももう上がらん。ことしは九〇%を超えるとか、毎日それが見えるように周知徹底をして、鋭意努力をしてください。願います。

一、九番 日比玲子君 この決算ですけれども、平成二十年度から後

期高齢者医療制度が立ち上がるということで、この決算に関しては先ほども立川議員が話をされていましたが、結構甘い見込みの予算が立てられて決算にもなっているわけですが、例えば総務の一般管理費、減額補正をしながら、なおかつまた余っている。こういうところを見ると、後期高齢者医療制度が始まるということではなかなか見込みは難しかったかもしれないけど、非常にこういうところがある。

それから、出産の費用なんか六十件見積もっていたけれども現実には四十四件。こういうことはなかなか難しいと思いますけれども、全体を見ると甘く査定というか、見込みをつくっているような気がしてならないのと、それからもう一つは、何か滞納が多いではないかと言うと、悪質な人が北方町は多いからと言われますけれども、一体全体悪質な人は滞納の中でどのくらい見えるのか。大体でいいですので答弁してください。

一、住民保険課長 決算との甘さがあると言われると、ちょっとこの点については、私も去年立ち会っておりますのでよくわかっているんですけど、多分、出産についてもやはりその時々で全然違ってくると思いますので、この辺は仕方ないような気がするんです。それと、悪質な滞納者というのは、実際にかかなりいるんじゃないかなと思います。

私、まだ全地区把握しているわけじゃないんですけど、要するに国民健康保険を払わなければならないという自覚さえ、若い人の中にはないところがございます。今健康だからということ、言ってもナシのつぶてというような人は必ずいると思うんです。それに勘違いされる一つの要因としては、擬制世帯というのがございまして、擬制世帯の場合は世帯主に保険料が行くんですけど、実際にはその息子だったりする場合がございます。その辺の自覚

がない場合がありますので、二、三件その辺は取りざたしてお願いした面もございます。

どちらにしても、悪質な滞納者に対することは、いずれ差し押さえ等もいろいろ検討はしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

一、九番 日比玲子君 この滞納があるということで、北方町では徴収員という制度がつけられているわけですよ。これだけあると、歩合給をとっているために、例えば毎月この方はくださる、一万円なり五千元。結局、例えば二百件あるとすると、毎月くださるところに行けば歩合給は上がるわけですよ、そんな言い方は嫌なんでしょう。そうすると、一年も行かない人だあってあり得るかもしれないですね。その辺の国保の徴収員に対して、あなた方は二百件あれば二百件とも行くように指導しているのか、どういう指導をなさっているのか、お尋ねします。

一、住民保険課長 私は今の分納のところを極力ついていくようにしておりますけれど、そういったところに行ったときは必ず言うことがあります。なぜかという、徴収に来ることは滞納者に優遇を与えていることだと。ですから、あなた方は納付の義務があるんですから納めて来てくださいと、そういったことも必ず言うようにしています。やはり滞納者、これは徴収員が出向くことは優遇していること。ですから、他市町の事例で収納率が上がっているところでは、やはり徴収員を極力廃止したところもございます。やはり納付の義務のあることを住民にも納得していただくようにお願いしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

一、九番 日比玲子君 今、答弁を聞いていたら、徴収員を廃止しておるところがあるとか言われ、まあそれは別にしても、私が聞きたいのは、二百件滞納があるとすると、国保の徴収員に、あなた

方は、二百件あるで二百件を一年かけて行かせるのか。私が聞いておる範囲だと、お金がいただけるようなところだけ、悪いけど、五十件はちゃんと毎月分納してくださる、そういうところだけに絞られているのではないか。あとの百五十件は未納として残されてしまっているのではないかと感じるところで、あなたが国保徴収員に対して全部名簿を出して行ってもらっているのか、どういうふうな指導をされているのか、そこを聞きたかったんです。

一、住民保険課長 徴収員については、確かに定期的に分納とか、そういうところには行ってもらっておりますし、今の徴収員につきましては、今年の十一月からということで、やはり順次滞納の人たちも覚えていくということがあるんだと思いますけれど、かなり新規のところも出ていております。

それと、当然納めに来ていただくような指導をするようにもしておりますし、そういったどうしてもだめなところを町の職員が催促に行くようにしております。よろしくお願ひします。

一、九番 日比玲子君 私が尋ねているわけですので、きちっと答えてほしい。

例えば二百件あった場合に、困っているところは職員が行く。あと例えば百五十件を一年間のうちに、すべての滞納者の人に行けておるかだね。職員と国保の徴収員の方とか、すべての滞納されておる人に一つの声がかかっているのかどうか。

一、住民保険課長 それが全部か、要するに必ず臨戸で催促しに行っていることは確かなんですけれど、なかなか会えない世帯が多いということと難しい点がございまして、徴収件数、徴収金額とも今現在の徴収員は月々多くなってきたのが現状です。

もちろん全部行くようには指導していますけど、なかなか会え

ないのが実態だと思えますけど、徴収の実態、今の各地区のを見ていると、急にこの人が出てきたとか、そういうのが必ずありますので、今の徴収員はすごく頑張っていると思えます。

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 では、議案第五十号に反対をいたしたいと思えます。

保険税は所得割は〇・二%引き下げ、資産割は四八・七%、均等割は三万一千円、平等割は三万三千円、介護納付金の方は二・五四%を据え置いたものの、均等割は千円値上がりをして二万七千円になりました。そして、最高限度額は五十三万円から五十六万円になっています。一人分の課税費は二つ足して十二万九千八百七十七円になります。国保税の現年課税を見た場合には、平成十五年は九〇・七%、それ以降が八九%台に落ち込んでいます。今の立川議員の話を聞いていましたら、九〇%にするということでもありますので、その収納率に期待をしたいと思いますが、滞納繰り越しは努力されたので少しは上がっていますが、不納欠損は平成十五年に比べて一〇九・七%にもなっています。

決算の収支額は一億六千七百九十三万四千三百六十九円、そのうちの七千万円を基金に積んで、平成二十年度に約一億円ぐらい回すことになっています。悪質な納税者は別としても、北方町は全国で高いという評判でしたけれども、これだけ高くては払えないというのが現状だと思っています。私はいつも言っているんですが、高い保険税を引き下げするためには、一般会計から繰り出しをして、少しでも払える保険税にすることだと思いますし、病気の予防を徹底して、安心してだれでも医療を受けられることだと思っておりますので、そういう理由で反対をしたいと思えます。

討論終結の声あり)

一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第五十号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第五十号は原案のとおり認定されました。

日程第十七 議案第五十一号について

一、議長 日程第十七、議案第五十一号 平成十九年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 北方町老人保健医療特別会計の決算審査ですが、去る七月二十九日、先ほどと同様の審査方法で行いました。

その結果ですが、平成十九年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係書類を照合、審査した結果、いずれも関係法令に準拠しており、その係数は正確で、証書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なものと認めましたので御報告申し上げます。以上です。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十一号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり認定されました。

日程第十八 議案第五十二号について

一、議長 日程第十八、議案第五十二号 平成十九年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 北方町下水道事業特別会計の決算審査につきましては、去る七月三十日、先ほど申しました同様の方法で審査をいたしました。

その結果でございますが、平成十九年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係証書類を照合、審査しました結果、いずれも関係法令に準拠して作成されておりますので、その係数は正確で証書類もよく整備されておりましたので、本決算は適正なものとして認められました。

以上のとおりです。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第五十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十二号は原案のとおり認定されました。

日程第十九 議案第五十三号について

一、議長 日程第十九、議案第五十三号 平成十九年度北方町上水道

事業会計決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 北方町上水道事業会計の決算審査でございますが、地方公営企業法第三十条の規定によりまして調製されました決算報告書、財務諸表等における係数が正確かどうかで、その表に基づく経営成績並びに財政状態を正しく表示しているかどうか検証するためには決算審査を行いました。

その結果、審査に付された決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されておまして、その係数は正確で、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めましたので、御報告を申し上げます。

以上のとおりでございます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、七番 戸部哲哉君 確認でお尋ねをしておきたいと思うんですけども、昨年、停電によって電気配板、電気施設が壊れたということ、これは緊急の場合、水がとまったら町民に非常に迷惑がかかるし、不便ということ、これはこれでいいんですけども、この間はたまたま中電の関係でとまったわけなんですけれども、水がとまるというのは、やっぱり今一番言われている地震とか災害による断水ですよ。そういったものの対策が、過剰なほど今耐震、耐震と言われている中で、加茂の区画整理が今は新設で水道管をずうっと入れてきたわけなんです、この間精読のときにも確認をいたしましたけれども、耐震の水道管を使っていないということ、これも非常におかしな考え方だなあというふうに思っておりますけれども、他の市町村はほとんどが耐震管を使っているそうなんです。

そこで、この間課長にお尋ねしたところでも、使っておるところと使っていないところとあるというように言われて、使っていないところが本管で使っていないということを言われたんですね。間違っていますか。そうですね。それがちょっとよくわからないういいますか、逆に言ったら本管を耐震できちっとして、枝管といえますか、その周辺ですね。この部分に関しては、いざ緊急の場合でも結構補修がきくんではないかな。またその対応も、小範囲であれば補修がきくんではないかなというふうにも思うんですが、そこら辺はどういうふうに考えて、耐震管と耐震機能を持っていない管を、これは何かつなぎの部分の耐震ということらしいんですけども、そこら辺はどういう考え方の中でそういう整備をされたのか、お尋ねをいたします。

一、上下水道課長 平成十八年度にどういった工事をするかという予算を計上しまして、平成十九年度に今おっしゃったような管工事、最終的にほぼ終わりということになるんですが、その中で、耐震管が入っていないといったところはどうかという話ですけど、いわゆる俗に言う耐震管というのはそもそも何かという問題ですけども、つなぎが非常に長くて脱落が防止されるといったものというふうになりますので、現在、加茂の区画整理の中で耐震管に匹敵するものという、天王川をくぐっている部分ですね。いわゆるそこで抜けてしまっただけで非常に後で工事がしにくいといった部分につきましては、そのような管が入っております。

ただし、耐震管といいますが、実際に検証されていますのはダクタイル鋳鉄管としまして、金属で、鋳でできたものが俗に耐震管と言っております。それ以外のものについてはまだ歴史が浅いものですから、最終的に耐震管として認定を受けていない。ポリとか塩ビは必ずしも耐震管というふうには認定はされていない

んです。ポリでも溶接すれば大丈夫ということですから、その部分だけは耐震管に匹敵しているということによって、天王川に入っています。

それ以外のものはどうなっているかという、国道沿いにずうっと実は入っておりますが、これについては鋳鉄管が入っております。ダクタイル鋳鉄管ということになっていきます。これがおっしゃるように耐震管ではなかったんですけど、地盤が非常に、ある程度強度があるといったようなところについては、いわゆる大地震が発生した場合も耐え得るというようなことが言われておりまして、そのためにダクタイルの鋳鉄管が入って、耐震管じゃありませんが対応できるということに入ったというふうに思っています。

それ以外の枝管につきましては塩ビ管等が入っておりますが、これについても検証はされておられませんけれども、比較的長いものが入っている。ただし、いわゆる耐震管というものではないというふうな状況でございます。ですから、天王川の下をくぐっているものだけがとりあえず耐震管として対応できるという状況だと思っております。以上です。

一、七番 戸部哲哉君 長ければ長いほど、そういう間隔はあるんですけど、金額的にかなり違うんですか。

一、上下水道課長 例えば、今言いましたダクタイル鋳鉄管というものは、四メートルやりますと大体材料代が二万円なんです。耐震管になりますと二万六千円弱ぐらいの金額の差があるということですので、これが大きな差かどうかは微妙ですけども、やはり地盤の状況によって臨機応変に対応するというのがいいかなと思っております。

一、七番 戸部哲哉君 そういう説明で私は納得できるんですけど

も、こういう災害が起きたときに、多分、何が問題になるかというところ、水道管が破裂したり、もし地震によってなったときに、耐震をしていいたから、それでもなおかつ水がとまっちゃったよというのと、実はこれは耐震じゃなかったんだという差なんだと思うんですよ、行政の仕事というのはね。それがために今、防災に関しては結構過剰な設備をしているじゃないですか。今の防災無線設備にしても、携帯するやつなんかでも、そこまで必要性がないんじゃないかというようなものも、やっぱり備えあれば憂いなしで、そこまでしておけばある程度住民の納得が得られると。そのために予防災をすごくしているわけなんです。そういう中で耐震じゃないよと言われたときに、果たしてどういう説明ができるかと。できるふうにはやっつけていかなきゃいかんのではないかなと非常に強く思っておるんです。

それで大丈夫だと言われることは、それで大丈夫なんだろうと。今までずっと三十年も水道をやっておって、そういう状態がないわけなんで大丈夫なんだろうとは思って、そういう状態から水道管もぼちぼち古くなってきて、入れかえていく時期にもなるかと思うんで、多少の金額が、それは倍とか数倍違うんであればあれなんですけれども、住民に対してきちっとした説明ができるような対応でしていかないと、いざとなったときには行政の責任というのをまた追求される羽目になるかと思うんです。ですから、前、水道管の耐用年数は四十年とか、それもあってないようなものだということを言われたんですけれども、特に行政の皆さんは耐用年数ということをはかのものに対してはすべて言われる。もう壊れちゃった、かえます。何でや。もう耐用年数を過ぎていますし、もうかえる時期です。必ずそう言われるんで、これは逆な発想の中で、そういうことが起きたときに、

きちっとした答えが言えるようなふうにしていってほしいんで、できる限りこれから水道管の布設がえするときには、耐震管があるということなら耐震管というものを使っていったいだきたいなと思います。以上です。

質疑終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論省略の声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第五十三号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十三号は原案のとおり認定されました。

日程第二十 議案第五十四号について

一、議長 日程第二十、議案第五十四号 北方町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑・討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論を省略の声がありますので、これより議案第五十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出に

ついて

一、議長 日程第二十一、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第二十二 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 日程第二十二、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、調査中の事件について、会議規則第七十一条の規定により行財政改革問題に関する事務調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたと思います。

一、町長 それでは、議会の閉会に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

九月二十二日から議会をお願いいたしました、長い期間でございましたが、各角度から議員各位には御審議をいただきまして、ありがとうございます。

御提案を申し上げましたそれぞれの議案について御承認をいただきましたことを重ねて厚く御礼を申し上げます。と同時に、精読期間を含めていろいろと御示唆いただきました点につきましても、今後の町政運営を進めていくに当たりまして、十分頭に入れて配慮をして、誤りのなきように運営をいたしていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく御願いを申し上げます。御礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了しましたので、これをもって平成二十年第四回北方町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前十一時五十七分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年九月二十九日

議 長

署名議員

署名議員